

瀬戸内市消防訓令第 号

瀬戸内市林野火災注意報及び林野火災警報の発令及び解除に関する規程

(目的)

第1条 この訓令は、林野火災注意報及び林野火災警報の発令及び解除について必要な事項を定め、火災予防上危険な気象状況下における火災の発生を未然に防止することを目的とする。

(林野火災注意報の発令及び解除の基準)

第2条 消防長は、1月から5月の間で、消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項に定める林野火災警報が発せられている場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合で火災予防上必要があると認めるときは、「林野火災注意報」を発令することができる。

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。
- (2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ瀬戸内市に乾燥注意報が発令されているとき。

2 消防長は、林野火災注意報を発令している場合において、前項各号のいずれにも該当しなくなった場合又は降水があった場合には、林野火災注意報を解除する。

(林野火災警報の発令及び解除)

第3条 市長は、1月から5月の間で、前条第1項各号のいずれかに該当する場合かつ瀬戸内市に強風注意報が発表されている場合には、消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項の規定により、「林野火災警報」を発令することができる。

2 市長は、林野火災警報を発令している場合において、気象の状況等により林野火災発生のおそれがなくなった場合には、林野火災警報を解除する。

(一般への周知)

第4条 林野火災注意報又は林野火災警報の発令及び解除に当たり、一般への周知は、次により実施することができる。ただし、解除については、実施しないことができるものとする。

(1) 懸垂幕等の掲出

林野火災注意報又は林野火災警報の発令に伴い、瀬戸内市消防本部、瀬戸内市消防署牛窓分駐所、瀬戸内市消防署長船分駐所、瀬戸内市役所の見やすい場所に懸垂幕等を掲出し、解除とともに徴収するものとする。

(2) 巡回広報

消防本部の車両をもって、巡回広報を行う。

(3) 他の広報手段

市ホームページ等により広報を行う。

(火の使用についての注意事項)

第5条 林野火災注意報が発令された場合における火の使用についての注意事項は、次のとおりとする。

- (1) 山林等においては、火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) たき火をしないこと。ただし、小規模のたき火をする場合で、火災予防上支障のない場所を選び必要な措置を講じて行うときは、この限りでない。
- (4) 火気の使用については十分注意し、常に監視を怠らないこと。
- (5) 残火(たばこの吸い殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

(簿冊)

第6条 発令及び解除についての事務処理を行うため、予防課に次の簿冊を備えるものとする。

予防課 林野火災注意報の発令及び解除決裁簿(様式第1号)

予防課 林野火災警報の発令及び解除決裁簿(様式第2号)

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な諸様式及び事項は、別に定める。

様式第1号(第6条関係)←

林野火災注意報発令及び解除決裁簿

消防長	次長	課長	課長補佐	係長	係	合議
発 令 書	発令日時 年 月 日 時 分					
	該当発令基準 濑戸内市林野火災注意報及び林野火災警報の発令及び解除に関する規定第2条					
	気象注意報等の発表 年 月 日 時 分					
	林野火災注意報発表					
気象状況 年 月 日 時 分現在						
天候 風向 風速 m/s 実効湿度 % 最小湿度 % その他注意報等						
備考						

消防長	次長	課長	課長補佐	係長	係	合議
解除	解除日時 年 月 日 時 分					

様式第2号(第6条関係)◆

林野火災警報発令及び解除決裁簿◆

市長◆	消防長◆	次長◆	課長◆	課長補佐◆	係長◆	係◆	合議◆
◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
発 令 日 時 年 月 日 時 分◆							
該当発令基準 濑戸内市林野火災注意報及び林野火災警報の発令及び解除に◆ 関する規程第3条◆							
発 令 令	気象注意報等の発表◆						
	年 月 日 時 分 林 野 火 災 警 報 発 表						
気 象 状 況◆							
年 月 日 時 分現在							
天 候◆	風 向◆	風 速◆	m/s◆				
実効温度	%◆						
最小温度	%◆						
その他注意報等◆							
備 考◆							

市長◆	消防長◆	次長◆	課長◆	課長補佐◆	係長◆	係◆	合議◆
◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
解 除 令	解 除 日 時 年 月 日 時 分◆						

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)